

衛生管理（下）第1種用(第7版) 〔追補〕
労働安全衛生法改正(化学物質管理関係)に係る政省令の改正について(概要)

本テキストの記載内容について、平成 28 年6月1日施行の化学物質管理関係の労働安全衛生法改正に係る主な政省令改正は、下記(下線部が改正箇所)の通りとなります。ご参考にしてください。

平成 28 年 5 月
中央労働災害防止協会

P. 80～ 「(3) 表示等」

安 衛 法

(表示等)

第 57 条 (略)

1 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(第 2 号 略)

(第 2 項 略)

施 行 令

(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

第 18 条 法第 57 条第 1 項の政令で定める物は、次のとおりとする。

1 別表第 9 に掲げる物 (イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

2 別表第 9 に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定める物

3 (略)

[編注：別表第 9 略]

安 衛 則

(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

第 30 条 令第 18 条第 2 号の厚生労働省令で定める物は、別表第 2 の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の中欄に定める値である物並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物(加鉛ガソリンに限る。))及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物(98 パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が 1 パーセント未満の

ものに限る。)を除く。)とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。

- 1 危険物(令別表第1に掲げる危険物をいう。以下同じ。)
- 2 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物
- 3 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

[編注：別表第2及び令別表第1 略]

第31条 令第18条第3号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。ただし、前条ただし書の物を除く。

- 1 ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロベンジジン及びその塩の含有量が重量の0.1パーセント以上1パーセント以下であるもの

(第2号から第7号 略)

P.85～ 「(4) 文書の交付等」

安 衛 法

(文書の交付等)

第57条の2 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条第1項の物(以下この条及び次条第1項において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第2項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

(第1号から第7号 略)

(第2項及び第3項 略)

施 行 令

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第18条の2 法第57条の2第1項の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 1 別表第9に掲げる物
- 2 別表第9に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 3 別表第3第1号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

[編注：別表第9及び別表第3 略]

安 衛 則

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第34条の2 令第18条の2第2号の厚生労働省令で定める物は、別表第2の上欄に掲げる物を含む製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及びニトログリセリンを含む製剤その他の物(98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が0.1パーセント未満のものに限る。)を除く。)とする。

[編注：別表第2 略]

第34条の2の2 令第18条の2第3号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

(第1号から第7号 略)

第34条の2の6 法第57条の2第1項第2号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第3第1号1から7までに掲げる物及び令別表第9に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

[編注：令別表第3及び令別表第9 略]

P. 88～ 「(新設) 第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等」

安 衛 法

(第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等)

第57条の3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

② 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

③ 厚生労働大臣は、第28条第1項及び第3項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

④ 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

安 衛 則

(調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等)

第34条の2の7 法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査(主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第1項において「調査」という。)は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 1 令第 18 条各号に掲げる物及び法第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物（以下この条及び次条において「調査対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
 - 2 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - 3 前二号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- ② 調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法（調査のうち危険性に係るものにあつては、第 1 号又は第 3 号（第 1 号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。
- 1 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法
 - 2 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法
 - 3 前二号に掲げる方法に準ずる方法
- （調査の結果等の周知）

第 34 条の 2 の 8 事業者は、調査を行ったときは、次に掲げる事項を、前条第 2 項の調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

- 1 当該調査対象物の名称
 - 2 当該業務の内容
 - 3 当該調査の結果
 - 4 当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容
- ② 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
- 1 当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
 - 2 書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
 - 3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
- （指針の公表）

第 34 条の 2 の 9 第 24 条の規定は、法第 57 条の 3 第 3 項の規定による指針の公表について準用する。